

## 鳥取県告示第 364 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成19年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 開業塾

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 康裕

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎七丁目11-25

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中小企業における経営企画力及び経営管理能力の向上を図るために、企業経営に熱意と意欲を持つ山陰地方の不特定多数の中小企業者及び起業を志す者に対して、経営機能の向上を総合的・多方面に支援する活動を行うと共に、中小企業経営者間の相互啓発的なネットワークの構築や、中小企業において法務・労務・財務管理・情報管理部門に従事する社員の専門性と士気を高める能力開発活動を行い、もって地域中小企業の経営基盤強化と適切な情報化資源の導入を推進し、ひいては活力ある地域経済の発展や職業能力の改善向上など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。